

平成29年7月3日

会員各位(事務長様)

(公社)埼玉県介護老人保健施設協会

会 長 小 川 郁 男

平成29年度埼玉県社会福祉大会知事表彰候補者の推薦について(依頼)

標記表彰について別添のように埼玉県社会福祉課より推薦の依頼がありました。つきましては、表彰要綱をご覧いただき、貴施設の職員で表彰要綱第4条(4)に該当する方が対象になります。推薦書につきましては、様式第4号の推薦調書を事務局までEメール送信してください。推薦書は事務局で集約し埼玉県社会福祉課へ提出するため、締切日を厳守してください。

なお、表彰は平成29年11月10日(金)埼玉会館において開催する埼玉県社会福祉大会にて行われます。

推薦書送付先

〒 350-2213 鶴ヶ島市脚折1877

介護老人保健施設 鶴ヶ島ケアホーム内

(公社)埼玉県介護老人保健施設協会 事務局 (寺島)

電話049-285-5055

E-mail:sairoken@manjukai.or.jp

推薦書締切日 平成29年7月17日(月)必着でお願いします。

※なお推薦調書(様式第4号)は埼玉老健のホームページからダウンロードして下さい。

<http://www.saitamaroken.jp>

別記

- 1 さいたま市長表彰の対象となる候補者及びさいたま市の所管する社会福祉施設又は社会福祉団体については、本知事表彰の対象となりません。（別紙「埼玉県社会福祉大会の知事表彰におけるさいたま市候補者の取扱い」参照）。
- 2 埼玉県表彰規則（平成20年6月3日規則第64号）に基づく知事表彰（11月14日の「県民の日」の式典で表彰）でも、社会福祉功労に係る表彰が行われるため、両知事表彰の推薦基準を満たす候補者について、どちらか一方に推薦いただければ、両方に推薦があったものとして調整します。
ただし、重複しての受賞はできないので、調整の結果、推薦いただいた表彰と異なる表彰が適当と思われる場合は、適宜相談させていただきます。
- 3 受賞候補者の推薦に当たっては、候補者の功績内容等を十分調査し、表彰に値する具体的功績を記してください。
なお、氏名は略字を用いないで戸籍どおり正確に記載し、必ずふりがなを付してください。
- 4 社会福祉施設職員及び社会福祉事業従事者には、用務員、看護師、各種相談員（身体・知的・精神障害者、婦人、母子自立支援員等）、嘱託医を含みます。
- 5 ボランティア団体には、福祉協力校（※）を含みます。
※福祉協力校として自治体又は社会福祉協議会に指定されている学校であること。
- 6 表彰要綱第3条第1項第7号の「社会福祉事業特別協助者（団体を含む。）」と同条第2項第1号「社会福祉事業協助者（団体を含む。）」の寄付額の基準は別表を参照してください。
- 7 町村において自立生活障害者（身体障害者を除く。）を推薦する場合は、所管の県福祉事務所と協議の上、候補者を選んでください。
- 8 受賞候補者を2名以上推薦する場合には、表彰区分ごとに候補者一覧表を作成し、必ず優先順位番号を付して提出してください。
- 9 推薦調書の提出部数は、一部とします。
- 10 年齢及び在職年数は、平成29年4月1日現在で記載してください。
- 11 推薦調書は平成29年7月17日（月）までに埼老健事務局まで提出してください（必着）（提出については電子メールでお願いします。）

知 事 表 彰 要 件

	表彰区分	要件	
1	民生委員・児童委員	14年以上	会長表彰受賞（※）
2	社会福祉施設職員、社会福祉団体関係者 又は社会福祉事業従事者	18年以上	会長表彰受賞（※）
3	社会福祉施設又は社会福祉団体	功績が特に顕著	-
4	介護老人保健施設職員	18年以上	会長表彰受賞（※）
5	ボランティア（団体を含む。）	個人15年以上 団体10年以上	会長表彰受賞（※）
6	共同募金活動奉仕者（団体を含む。）	個人15年以上、団体10年以上	共同募金会会長表彰受賞（※）
7	社会福祉事業特別協助者（団体を含む。）	個人200万円以上、団体500万円以上	-
8	自立生活障害者	他の模範であると認められる者	-
9	保護司	12年以上	会長表彰受賞（※）
10	里親	他の模範であると認められる者	里親会理事長表彰受賞
11	社会福祉事業協助者（団体を含む。） ※この区分だけ「感謝状」	個人20万円以上、団体50万円以上 （3ヶ年の寄付合計）個人30万円以上、団体60万円以上	-

（※）前年度受賞者は除く

埼玉県社会福祉大会会長表彰及び埼玉県共同募金会会長表彰を受賞した後、一年以上経過した者を対象とする